

手話通訳者派遣斡旋業務取り扱い要項

平成16年4月1日	制定
平成17年4月1日	一部改正
平成21年4月1日	一部改正
平成21年6月1日	一部改正
平成28年4月1日	一部改正

山梨県立聴覚障害者情報センター

(趣旨)

第1 この要項は、聴覚障害者、公共的機関及び団体等からの手話通訳者派遣要請に対し派遣の斡旋を行い、聴覚障害者と健聴者との円滑な意思疎通を図り、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2 この派遣斡旋業務の実施主体は、山梨県立聴覚障害者情報センター（以下「情報センター」という。）とする。

(派遣斡旋)

第3 この要項による派遣斡旋は、手話通訳が必要と認められ、山梨県手話通訳者派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び市町村が実施する手話通訳者派遣事業が適用されないものについて行うものとする。

(派遣斡旋の要請)

第4 手話通訳者の派遣斡旋を要請する者は、手話通訳者派遣斡旋要請書（第1号様式）により情報センター所長へ申し込むものとする。

(手話通訳者)

第5 この要項の手話通訳者は、要綱第2条第1項に定める手話通訳者とする。

(手話通訳の実施)

第6 手話通訳者は、関係者の人権、人格を尊重し、誠意をもつて的確にその業務を行うものとする。

(業務報告)

第7 手話通訳者は、その業務の終了後、派遣業務報告書（第2号様式）を情報センター所長へ提出するものとする。

(業務の安全確保)

第8 手話通訳者は、手話通訳業務を行うにあたっては、安全確保に十分配慮するものとする。また、出発地と用務地との間の移動についても同様とする。

(秘密の保持)

第9 手話通訳者は、手話通訳業務で知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。

(派遣に要する費用)

第10 手話通訳者の派遣に要する費用は、別に定める基準により、派遣の斡旋を要請した者の負担とする。

2 前項による費用は、要請により派遣を斡旋した手話通訳者からの請求に基づき、斡旋の要請者から同人に支払うものとする。

(その他)

第11 この要項に定めるほか、派遣斡旋業務を行う上で必要な事項は、情報センター所長が別に定める。

(別に定める基準)

手話通訳者派遣斡旋業務取り扱い要項第10に定める「派遣に要する費用の基準」

1 手話通訳手当

1回2時間まで5,000円とし、2時間を超える1時間毎に2,000円を加えた額。但し、山梨県等の行政機関からの要請に基づく斡旋及び情報センター所長が必要と認める斡旋にあつては、山梨県手話通訳者派遣事業実施要綱に定める額とする。

派遣日前日の午後5時以降に派遣依頼のキャンセルが発生した場合の補償料は、2,000円とする。但し、交通費は、キャンセルの連絡を受ける前に既に自宅を出発した場合のみ支給する。

なお、議会中継等特殊な状況下での手話通訳にあつては、情報センター所長と派遣斡旋要請者が協議し決定した額とする。

2 旅費

バス・鉄道 普通運賃

私用車 37円/1キロ 但し、遠距離の場合は高速道路利用料金を加算することができる。

徒歩、自転車は旅費の対象としない。